

就学前の障害児通所支援に係る 利用者負担の多子軽減制度について

多子軽減制度の内容

障害児通所支援を利用している児童の兄又は姉が幼稚園や保育所などに通っている場合に、その世帯の負担軽減を図るため、障害児通所支援を利用している児童の利用者負担を引き下げるものです。

多子軽減制度の算定対象となる兄又は姉の要件

障害児通所支援を利用している児童の兄又は姉が次の施設などに通っている場合に該当となります。

【対象となる施設等】

障害児通所支援利用（未就学児に限る）
幼稚園　保育所（無認可保育所は除く）　認定こども園
特別支援学校幼稚部　児童心理治療施設
特例保育若しくは家庭的保育事業による保育を受けるもの

多子軽減制度の対象となる利用者負担

多子軽減制度の対象となる利用者負担は障害児通所支援のうち次のサービスに係る利用者負担です。

児童発達支援　医療型児童発達支援（医療に係る部分の利用者負担は除きます。）
保育所等訪問支援

多子軽減措置後の利用者負担上限月額

多子軽減対象者の利用者負担上限月額は、次により算出した額と受給者証に記載されている負担上限月額を比較して、いずれか低い方がその月の利用者負担上限額となります。

【対象の児童が第2子の場合】

- ・ 障害児通所支援に係る費用総額の100分の5の額







【対象の児童が第3子の場合】

- ・ 0円（無償）

一定所得以下の場合の対象者要件

年収約360万円未満相当世帯（世帯の市民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯、市民税非課税世帯・生活保護受給世帯を除く。）である場合については、第何子かを決定する際に算定対象となる者を、未就学児に限らずカウントします。

児童の数え方（3人兄弟の場合の例）

	例1) 年収約360万円以上 相当世帯の場合	例2) 年収約360万円未満 相当世帯の場合
中学校 1年生(12歳)	 対象外	 第1子
小学校 1年生(6歳)	 対象外	 第2子
児童発達 支援利用(3歳)	 第1子	 第3子
	対象の児童が第1子のため、 利用者負担の軽減を受けられない。	対象の児童が第3子のため、 利用者負担の軽減を受けられる。

計算の例（一例）

例1) 児童が第2子で通所支援にかかった費用総額が80,000円、受給者証の負担上限月額が4,600円の場合

算出した額

費用総額 80,000円 × 5/100 = 4,000円

<

受給者証に記載されている額

利用者負担上限月額 4,600円

算出した額の方が低いため、この月の負担上限月額は4,000円となります。

例2) 児童が第2子で通所支援にかかった費用総額が100,000円、受給者証の負担上限月額が4,600円の場合

算出した額

費用総額 100,000円 × 5/100 = 5,000円

>

受給者証に記載されている額

利用者負担上限月額 4,600円

受給者証に記載されている額の方が低いため、この月の負担上限月額は4,600円となります。

支給申請手続

多子軽減制度の対象となる方は、障害児通所給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額軽減・免除等（変更）申請書に、利用児童の兄又は姉の通園証明書を添えて、窓口申請していただきます。軽減対象に該当しますと、その旨を記載した受給者証を交付します。

なお、兄又は姉が障害児通所支援等を利用している場合、年収約360万円未満相当世帯に該当する場合は、通園証明書の添付は不要です。

お問い合わせ先

緑高齢・障害者相談課	（緑区合同庁舎3階）	電話番号 042-775-8810
城山福祉相談センター	（城山総合事務所本館1階）	電話番号 042-783-8136
津久井高齢・障害者相談課	（津久井保健センター1階）	電話番号 042-780-1412
相模湖福祉相談センター	（相模湖総合事務所2階）	電話番号 042-684-3215
藤野福祉相談センター	（藤野総合事務所2階）	電話番号 042-687-5511
中央高齢・障害者相談課	（ウェルネスさがみはらA館1階）	電話番号 042-769-9266
南高齢・障害者相談課	（南保健福祉センター3階）	電話番号 042-701-7722